

午後 6時33分 開会

【神野部会長】 ただいまから、東京都環境審議会企画政策部会を開会いたしたいと存じます。

それでは、審議に先立ちまして、事務局から確認事項をお願いしたいと思います。

【村山企画調整課長】 事務局より本日の委員のご出席についてお知らせいたします。

ただいまご出席いただいております委員は 11 名でございます。部会総数が 16 名でございますので、過半数に達しており、審議会規則による定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

それから、この 4 月に環境局におきましては組織改正がございました。地球温暖化対策につきましては、4 月から新たに設置をいたしました都市地球環境部で所管をすることとなり、また、人事異動もございましたので、改めて本日列席の事務局幹部職員を紹介させていただきたいと思います。

私の隣の方から梶原参事でございます。

百合都市地球環境部長でございます。

都市地球環境部の木村計画調整課長でございます。

都市地球環境部の佐野環境配慮事業課長でございます。

都市地球環境部の保坂副参事でございます。保坂副参事は、澤副参事の後任として温暖化対策を担当します。

申しおくれましたが、企画調整課長の村山でございます。引き続きよろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【神野部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、企画政策部会の第 3 回の議事に入りたいと思いますが、お手元に議事次第がいつているかと思えます。

きょうは、挑戦 1 及び挑戦 2 の総論についてということをご審議いただいて、その他の事項があるかもしれませんが、主としてこのテーマについてご審議をいただくことになっております。お手元に、資料 1 といたしまして、企画政策部会の今後の検討スケジュール(案)というものがあるかと思えますが、これをちょっとごらんいただきたいと思います。

本日は第 3 回目で挑戦 1・2 の総論について、これは相互に関連をいたしておりま

すので、一体としてご検討いただくということにしたいと存じます。

そして、次回4回でございますが、挑戦1・2の制度案骨子についてご審議をお願いいたしまして、さらに第5回では挑戦1・2の制度案骨子、特に削減目標の設定の考え方について、というテーマでご審議をいただく予定としておりますので、ご了解をいただければと思います。

それでは、挑戦1・2の総論についての審議に入りたいと思います。

事務局から資料につきましてご説明をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【保坂副参事】 それでは、まず資料2の「今後の都の対策のあり方について」ご説明いたします。

この資料は、昨年11月に策定いたしました「都市と地球の温暖化阻止に関する基本方針」での考え方を中心にもう一度整理したものでございます。

1の現状では、東京の地域特性として、地球温暖化とヒートアイランド現象の2つの温暖化が深刻化していることを記述しております。また、東京における二酸化炭素の排出量は、現状の対策のままでは業務ビルのエネルギー消費量増大などを背景に、今後も拡大基調が続く見込みとなっております。

2では、国と東京都に分けて温暖化対策に関する現行制度と取組の内容を整理してございます。これまでの温暖化対策は、国も都も含めて自主的取組の推進が中心でありました。

右に記載しました3では、都における今後の温暖化対策のあり方について、「東京の特性を踏まえた独自の対策」、「実効ある対策を現世代の責任として」、さらに「環境がリードする社会・経済への変革」の3つを柱に整理しております。

「東京の特性を踏まえた独自の対策」では、東京は、オフィスなどの大規模な事業所が集中する地域で、多くのエネルギーを消費し、二酸化炭素を排出し続けていることから、業務部門対策を着実に進めていくとともに、産業、業務、家庭、運輸の各部門の対策を実施し、都独自の温暖化対策を総合的に推進していくことをまず掲げております。

資料5には、都の温暖化対策の全体像を示したものとして、施策の体系図をお示ししておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

それでは、資料2の説明を続けさせていただきますが、東京が抱えている2つの温

暖化に対する対策は、省エネルギーなど幾つかの対策が重なりますので、都は長期的視点に立って2つの温暖化対策を総合的に推進し、環境配慮が内在化された持続可能な都市を構築しようと考えております。これは、都が都市と地球の持続可能性を確保するための大きな基本理念の一つとしているものでございます。

「実効ある対策を現世代の責任として」では、施策を展開する時期と方法について述べております。まず、実効ある対策を先送りし続けることは、次世代に過大な負担を残すこととなり、今まさに、効果的な実効ある対策を打ち出すべき時期であります。また、今後本格的な都市の更新期を迎えることになるため、この機をとらえて新たに建設される建築物を省エネ性能など環境に配慮したものにしていける必要があります。

今までのような自主的取組のみに頼るのでは、行政目標を実現する上でも実効性のある確実な効果は期待できないと考えております。すなわち、自主的取組や強制力のない協定などによる政策手法では、排出削減の取組をしない事業所は、努力をしなくても何も不利益をこうむることがなく、いわゆるフリーライダーの問題が生じてしまいます。そこで、より実効性のある施策を構築するという観点から、エネルギー消費量の多い大規模事業所などに対し、自主的取組に加えて、規制的手法や経済的手法も盛り込んだポリシーミックスの形態での新たな制度を導入する必要があると考えております。

次に、「環境がリードする社会・経済への変革」ですが、こういった温暖化対策を社会全体で推進することによって、省エネなどの環境技術の開発を促進し、新たなビジネスチャンスや雇用を創出することも可能と考えられます。そのため、都は環境と経済性を両立させた温暖化対策の推進を図っていきたいと考えております。都が積極的に温暖化対策を推進していくことにより、国や他の自治体など、日本におけるさまざまな取組を牽引し、エネルギーの大量消費に依存しない生活や事業活動など、社会や経済のあり方を変える契機にしていくことができると考えます。

それでは、資料3をお開きいただきたいと思います。

これは、ただいまご説明した今後の対策のあり方を踏まえて、都の温暖化対策の新しい制度の大枠を示したものでございます。

新しい制度のポイントは、大きく分けて3点ございます。

1点目は、基本方針の挑戦1に相当する内容で、新たに強化する地球温暖化対策計画書制度において、一定量以上の二酸化炭素を排出し、環境負荷の大きい大規模事業

所に削減目標という基準に従って排出量の削減を義務づけ、着実に排出の削減を行っていただくものです。

削減目標の設定の考え方については、次回以降に具体的にお示ししたいと思っておりますが、ここではそれを考えていく上でどのようにアプローチしていくのか、そのための留意点についてお示ししております。

まず、1つは現行の地球温暖化対策計画書制度の運用状況や対象事業所におけるエネルギー使用の実態などの調査を踏まえた上で、技術面・コスト面などの実現可能性に留意しながら基準を設定していこうと考えております。また、過去に対象事業所が行ってきた排出削減の努力についても調査を行い、その努力を考慮する形で削減目標の設定に反映していきたいと考えております。

新しい制度における対象事業所の範囲についても具体的な考え方は次回以降としたいと思っておりますが、ここではそれを考えていく上での留意点についてお示ししております。すなわち、特定の事業所だけが排出削減に取り組むというのではなく、また全体的な排出削減を効果的に進めることなどの観点から、大規模事業所だけでなく、より広く取組を求めていくことを検討したいと考えております。

この関係で、お手元の資料4をごらんいただきたいと思っております。

これは、現行の地球温暖化対策計画書制度の対象事業所で、平成14年度に提出のあった806件について、二酸化炭素排出量と二酸化炭素排出削減目標を集計したものです。対象事業所の二酸化炭素排出量は、家庭や運輸部門を含めた、都全体の排出量の約11%であり、かつ、都の産業と業務部門総計の約26%という結果でありました。昨年、約半数の対象事業所から提出があった段階で、対象事業所全体を推計して速報値を出しましたが、このときは約4割ということで公表いたしました。

当初、対象事業所が1,000以上あるだろうという想定で計算したものであることと、昨年早めに提出がなされた事業所は排出量の比較的大きいところが多かったことが判明したことから、速報値ではやや大きめの値となっていました。最終的な集計では、約3割ということでございます。

下の円グラフは産業部門と業務部門のそれぞれで、対象事業所が都全体の排出量のどれくらいの割合を占めるかをお示ししております。

対象事業所の数の割合では、都全体の事業所のうち産業部門では約0.2%、業務部門では約0.1%であります。したがって、都内のごく少数の大規模事業所が同じ部門の排

出量の約3割を占めているということであり、環境負荷に対する大規模事業所の社会的責任は大きいといえます。

下のグラフは、対象事業所の今後3年間における二酸化炭素排出量の削減目標値をまとめたもので、任意で出された削減目標の平均値は約2%にとどまるというものでして、これは速報値でお示した結果と同様です。

それでは、また資料3にお戻りいただきたいと思います。

このように、都の産業、業務部門全体の排出量の約3割を占める大規模事業所には、基準に基づく削減を実施していただき、削減目標は可能な限り大きくしていくことを制度化で目指しますが、このほか対象事業所以外の排出量の部分にも、何らかの対策を講じる必要があると考えておりまして、中規模の事業所などには排出削減の取組を誘導する仕組みを検討しようと考えております。

新しい制度は、削減目標を義務づけることが目的なのではなく、あくまでも実効性を確保するための手段の一つであります。実効性を確保するために考えらえることとして、事業者が自己努力によることだけでは削減が困難な場合、その代替手段として、それからまた基準以上の削減を誘導していくためのインセンティブとしても、削減量を事業者間で取引する補完措置ができるよう検討していきたいと考えております。

また、実効性を確保する担保策としては、行政が行う実施結果の確認やモニタリングを実施すること、対策計画書及び結果報告書の公表などを行い、対象事業者が社会全体から評価され、チェックを受ける仕組みにしたいと考えております。

新しい制度のポイントの2点目は、運用や設備の更新などで二酸化炭素の排出削減を図る挑戦1の制度と、建築物の新築時等に、より高い省エネ性能を求める挑戦2の制度を連続した制度として体系づけることとございます。

現行の建築物環境計画書制度に敷地部分の対策も含めて、(仮称)都市環境計画書制度として再構築し、この中で一定レベルの省エネ性能を新築建築物に義務づけるとともに、この対象の事業所には完成後、「新たな地球温暖化対策計画書」の提出を求めます。

このように、建築物の省エネを施設面から運用面までのトータルな対策を求めることによって、二酸化炭素の削減を確実に図っていこうと考えております。二酸化炭素の排出削減が実際に建築物を使用する際に、運用面でも必ず求められるということが、建築物をつくる際に、運用時の省エネを考慮した施設等での省エネ性能を高める動機

づけとして働くものと考えております。そして、施設等で省エネ性能を高めた建築物が、その性能が十分発揮できるように、削減目標の設定の際に考慮したいと思っております。

この制度では、2つの温暖化対策を総合的に推進するための対策として、ごらんのようヒートアイランド対策、地球温暖化対策の両方を他の環境負荷低減策とあわせて構築して求めていきたいと考えております。

新しい制度のポイントの3点目は、「新たな都市環境計画書制度」においては、ヒートアイランド対策を強化するため、現行では任意の評価項目であった敷地における保水性舗装、芝舗装、また高反射性の塗装などの被覆対策や、建築物においてはより排熱の少ない設備の設置を求めるなどの人工排熱対策を新たに加え、敷地及び建築物両面での総合的な環境配慮を進めていくことであります。

右の欄は、新しい制度の流れをお示ししております。

新しい都市環境計画書では、敷地と建築物の対策の両方について、新築などを行う事業者、あるいは建築主に計画書の届け出を義務づけますが、敷地については現在の自然保護条例に基づく緑化計画書制度の対象、また建築物については、現行の建築物環境計画書制度の対象をベースにいたしたいと考えております。

こちらの制度の実効性を確保する担保策としては、計画書や完了報告書を都が公表して、取組の状況を社会全体の目で評価、チェックしていただくことなどを検討したいと考えております。

また、事業者により進んだ対応をしていただくインセンティブとなるよう、取組の内容を公表して評価していくことや、緑化施設などに対する固定資産税を優遇するなどの税制面の検討を行っていききたいと考えております。

また、「新たな地球温暖化対策計画書制度」では、既存の建築物に対し、設備面や運用面での対策による二酸化炭素の排出削減を求めるものですが、その対象は現行制度の対象であるエネルギー消費量の多い事業所、すなわち省エネ法の第1種特定事業者と第2種特定事業者に相当する規模の事業者とするほか、先ほどご説明しましたように、中規模の事業所にも排出削減の取組を誘導する制度の対象とすることを検討して行きたいと考えております。

そして、上の段から太い矢印が伸びてきておりますが、先ほどの制度のポイント2でご説明しましたように、新築時に都市環境計画書を提出したところに対しても、新

たな地球温暖化対策計画書を届け出てもらおうようにしたいと考えております。

基本的には、まず事業活動に伴う二酸化炭素の排出量を指針に基づいて計算していただき、その結果、二酸化炭素の排出量が一定以上の大規模事業所に対しては削減目標を設定し、その基準に従って対策計画書を作成していただく。一定量未滿の排出量となる中規模の事業所などに対しては、自主的な削減目標値に基づく対策計画書を作成していただくという考え方です。

削減目標の達成の補完措置は、先ほどポイント1の(3)で申し上げたとおりでございます。

新たな地球温暖化対策計画書制度の実効性を確保するための担保策としては、計画書や結果報告書の公表を行い、計画どおりの削減の達成が、社会的に評価されるような仕組みとするほか、申告どおりの削減を実施しているかを行政がチェックする立ち入り検査の実施や指導、さらには何らかの罰則についても検討していきたいと考えております。また、基準以上の排出削減に取り組むインセンティブとして、排出量取引を検討するとともに、優秀事例を都が公表することを制度に盛り込んでいくことも考えております。

このように、今回提案いたします温暖化対策のための新しい制度は、建築物などの環境配慮性能の向上と事業活動の運用面での二酸化炭素の抑制を一体的な制度のもとで事業者に求めていくことにより、環境配慮型の持続可能な都市に東京を構築していくものでございます。

以上で説明を終わります。

【神野部会長】 はい、どうもありがとうございました。

挑戦1・2につきまして、きょうは総論ということで資料の説明をしていただいたわけですが、今の資料2、3について、皆様方からご意見、ご質問をお受けしたいと思っております。初めに、資料2「都市と地球の温暖化阻止に向けた今後の都の対策のあり方について(案)」について、ご意見、ご質問がございましたらお願いしたいと思います。

最初に、ご質問があればお受けしたいと思っておりますがいかがでございますか。なければ、ご意見でも結構でございます。

【坂本(雄)委員】 CO<sub>2</sub>の削減とか、それからヒートアイランドですか、どちらでもいいのですが、数量的な目標、何年後にはどれくらい削減するとか、そういう目標と

というのは設定しなくてよろしいのですか。

【神野部会長】 あとの議論にもかかわりますので、事務局からご説明をお願いします。

【保坂副参事】 私ども、東京都の環境基本計画におきましては、資料2の下のところでございますが、1990年度比で2010年の温室効果ガスの排出を6%削減するという数値目標を掲げてございます。また、ヒートアイランド対策におきましては、現在年間約30日の熱帯夜の日を20日に低減させるという数値目標を掲げております。そういった、行政目標をも目指しまして、今回こういった総量的に、事業者がこちら側の削減目標の基準に従って削減していただく取組をお願いしようと考えております。

【坂本(雄)委員】 わかりました。6%削減ということは、国の目標と同じということとよろしいのですか。

【保坂副参事】 国の場合は、6%の中に森林の吸収分等を考慮しておりますが、東京は先進国の中でもかなりエネルギーの使用が多いところですので、省エネの取組を主とした6%の削減という形をとっております。

【坂本(雄)委員】 そういう目標に対して、今の施策というか幾つかご提案がございましたが、それが非常に目標を達成するのに有効であるというところの説明が、ちょっと私にははっきりわからなかったのですが、数量的にこの程度の大きな事業者等に対してやっていけばちゃんと2010年に6%削減されるという、その辺の数量的な見通しというのが、何か説明ございますか。

【神野部会長】 目標と施策との関係はいかがでしょうか。

【保坂副参事】 今後、具体的に削減目標の設定を考えるところでもって、現在対象事業者のエネルギー使用の実態、それから今後どれだけの削減が可能かという、削減の余地、これを充分考慮しながら、実際に6%の目標に向かってどれだけの効果が、この対策という成果で得られるかということを検討してまいりたいと思っております。

【西堤委員】 今のところと関連があるのですが、まず質問として目標のことですが、全体の目標はおっしゃったんですが、国なんかでも部門によって削減目標が違っていきませんかと思うんです。そういう意味でこの業務部門の目標というのは、全体の6%と同じと考えてよろしいのですか。

【保坂副参事】 これは、4つの部門全体でもって6%を達成しようというふうに考えておきまして、それぞれ同じように6%にするかどうかということは、今後検討しなければならないことだと思っております。

【西堤委員】 ちょっと続けてよろしいですか。今、ご質問したので、意見を言わせていただきまして、まず2の(1)の地球温暖化対策推進大綱のところに書いてあるんですが、日本経団連の自主行動計画など自主的取組が中心で、環境税など実効性ある対策は第2ステップ以降にという文章があるんですが、これだと読みようによっては、自主的な取組は効果が少なく、実効性あるのは環境税とかそういうのしかないというように読めるのですが、実際の今までの実績を見ますと、自主的取組で結構、産業界なんかは効果を上げているように思うので、この辺の表現をちょっとご注意いただきたいと思います。

それと、同じようなことですが、「実効ある対策を現世代の責任として」の2つ目のセンテンスです。これも、同じく自主的取組のみに頼るのではなく、行政目標を実現する上で、実効性のある確実な効果は期待できないと。それから、規制的手法や経済的手法も盛り込んだ新たな制度を導入するとありますが、これも同じように実効性のある確実な効果は期待できないというのが、自主的取組が悪いというふうにとれないこともないので、ちょっと考えていただきたいのと。

それから、規制的手法が新たな制度かといわれると、何と申しますか、そうかなというふうに首をかしげるのですが、21世紀の新しい環境政策の中で、規制的手法なんか別に新たな制度でも何でもないのである気がしますが、その辺のご意見を伺いたいと思います。

【神野部会長】 これは、最初のところは事実を述べられているので表現をということだけですね。

【西堤委員】 それで結構です。

【神野部会長】 事実のところ、ちょっと表現振りを少し考えてもらえないかという要望だったと思いますが。

【保坂副参事】 自主的取組の方も非常に重要だと思っております、ただそれだけでは、二酸化炭素を確実に削減できるとは限らないという問題意識を持っておりますので、その辺を正確に表現させていただきたいと思います。

【西堤委員】 できましたら、正確に言うと環境税の実効性ある対策ではなくて、追加的な対策が第2ステップ以降、こういうふうな表現でよろしいんじゃないでしょうか。

【村上委員】 資料2、全般的には大変結構な方針で賛成でございます。1カ所質問

があります。資料2の右下の環境がリードする社会・経済への変革というところで、環境と経済性を両立させた対策とございますが、もともと環境問題というのは、経済性だけでいくとたれ流しが一番安いのでどうしても環境悪化を招きやすい。それではいけないから少し経済性を犠牲にしても環境を大切に考えようという立場が出発点になっております。従って環境と経済性を両立させた対策というのは受け入れてもらいやすいのですが、本当にそういう両者を、すなわちかなり相矛盾する側面を持った両者を両立させるような政策があり得るのかどうかやや疑問に感じております。

【保坂副参事】 非常に短期的に見た場合、例えば省エネの設備を導入すれば、それだけコストがかかるということがございますが、長期的な視野で考えていった場合、省エネをすることによって、エネルギーの削減ということでコストが下がりますし、また、新たな環境技術の開発を促進して、ビジネスチャンスを生み出し、経済も活性化していくものとも考えていますので、必ずしも温暖化対策が経済と相反するものであるとは考えておりません。むしろ、両立できるというふうに考えております。

【村上委員】 省エネのためのいろいろな技術的対策は、対策を施さない場合に比べ一般的にコストがかかるというのが常識です。おっしゃるように、新しい技術開発がそんなに順調に進めばいいですけどもね。

【平井委員】 総論的なことを二点申し上げます。一つは、最初の会合でも申しあげたことですが、国の施策との整合性をどう図るかという問題です。もう一つは、今、西堤委員がお話しになったことと重複しますが、産業界の自主的な取組に絡んでのことです。最初の国の施策との整合性の確保ということですが、今朝の新聞報道に、国レベルでヒートアイランド現象への取組として、ビルを対象とした緑化の義務付け制度化を国が本格的に進めていこうということが報じられておりました。皆さんも、お読みになったことと思います。このように、国レベルでもヒートアイランド現象への対応が始まろうとしています。それから、温暖化対策絡みでは、今年になりましてから、環境省と経済産業省が、それぞれ、今日の資料の中でも述べられている排出権取引の試行実験を始める動きに出ています。それから、中環審では、税制専門委員会で、温暖化対策税についてワーキンググループによる検討作業が進んでおり、意見の取りまとめが夏頃には出されるため、それを踏まえてどう取り扱っていくかが注目されるところですが、いずれにせよ、経済的措置としての温暖化対策税の取り扱いを巡る議論が国レベルで本格的に進もうという状況です。

このように、ヒートアイランド現象や温暖化対策に絡んで国レベルでいろんな検討が進んでいる状況に鑑み、今日の資料では、国レベルのステップ・バイ・ステップの対応では遅すぎるのではないかと、又、義務付けがなされていないという意味で余り効果がないのではないかと指摘がされています。しかし、私は、わが国の実態を見ますと、ヒートアイランド現象とか温暖化対策絡みの問題について、国民的なコンセンサスが十分にでき上がっているかといえ、必ずしもそうはいえないという実態からすれば、ステップ・バイ・ステップの取組や即義務付けに走らないような国レベルの対応は、それなりの評価を与えられるものではないかと、個人的に思っています。

そして、今、我々が検討しようとしていることが、こうした国レベルの検討作業や施策との関連性や整合性をどう図っていくべきなのか、について最初の会合で問題提起をしたわけですが、今日の新聞報道や最近の国レベルの検討がいろいろ進んでいる状況を見るにつけ、都として、国の施策との整合性の確保についてどう考えておられるのか、改めて基本的な考え方をお聞かせ願えればと思います。これが最初の申しあげたい点です。

もう一つは、産業界の自主的な取組についてであります。資料による限り、東京都では、産業界の自主的な取組について余り実効的でないと不信の念でご覧になっておられるように感じられます。しかし、産業界、例えば経団連がこれまで進めてきた自主行動計画は、先程、お話があったように、かなりの成果を挙げてきた実績のあるものですし、加えて、今、経団連では、学識者を中心に構成した第三者評価委員会の提言を受けて、より自主行動計画の実効性や透明性を高めるための検討も進めています。このように、経団連で自主行動計画レベルアップのための見直し作業が進められている事実とか、東京商工会議所の常任顧問としての立場で申しさせて頂きますと、東京都の事業者数の約9割を占める中小零細企業の間でも、最近では、ヒートアイランド現象や温暖化問題についての理解や認識が、少しずつですが、広まってはおり、最近の厳しい経済状況の中で、大規模にというわけにはいきませんが、地道な取組を始めるところも出てきています。

そうした中で、産業界の自主的な取組について、実効性がないという言い方で切り捨ててしまうのは、ちょっとまずいのではないかと、折角、特に中小零細企業の間でも芽が出始めた環境問題への取組に水を差す結果となりはしないか、という懸念を持っています。どうせなら、これまで進めてきた経団連の自主行動計画や、新たに広まる

うとしている中小零細企業の間地道な取組を、うまく育てていく、より良い成果を生む方向にもっていきような、期待を込めた対応を東京都としてお取りになっても良いのではないか、という思いを持っています。これが、私が申しあげたい二つ目の指摘事項です。以上です。

【神野部会長】 事務局何かございますか。

【保坂副参事】 まず、1点目の国・都の関係のことでございますが、地球温暖化対策、これはもちろん国の役割が重要でありますし、またヒートアイランド対策におきましても、国が作業を進めるということは結構なことだと思っております。ただ、東京の特性としてこれほど大規模事業所が集中している地域というのは、ほかにないのではないかと考えられますし、都がこういった温暖化対策を進めていく上で、大規模事業所などに対して実効ある独自の対策をとるということは、一定の合理性があると考えております。こうやって、都が率先して実効ある対策に踏み出すことによって、国やほかの自治体のさまざまな取組を引っ張っていきたいと考えております。

また、自主的な行動についてもそれを完全に否定するものではございません。どんどん取組を進めている事業者に対してはそれを促進していくということも必要ですし、しかしやっていないところは、そのままではいけないわけで、そういったフリーライダーの問題を解決し、全体的に削減の取組が大きなものになるように、そういう意味で実効性の高いものになるように、今回規制的な手法、あるいは経済的な手法をも取り入れていきたいと考えているわけでございます。

【福川委員】 ちょっと今の論争の中で、主に国との関係の部分で思ったことがあったので発言させていただきます。

けさの新聞私も拝見しました。緑化をなんと容積率のインセンティブでやっていただくという内容でした。つまり、いろいろな意味で総量を減らしていかなければいけないということの中で緑化を促進すると。しかし、それにまた建物の容積率をふやすということをやれば、パーセントとしては減るかもしれませんが、総量としては減るはずがないのであって、国の政策というのは仮にまだ検討段階だと思いますから、そうじゃないのかもしれませんが、もしそうだとすれば、きょうこの審議会があるので私は東京都の中で大変重要だと思って参ったわけでありまして、そういう意味で国の政策ありきということではなくて、都民あるいは環境を守るという自治体の立場からの方針と、国がいろいろ考える方針とか、一定の緊張関係の中できちんと実効性のあ

るものが生きていかなければいけないんだと、けさの新聞を見ながら思った次第です。

【神野部会長】 どうもありがとうございます。

【原委員】 細部にわたるかもしれませんが、2点簡潔にお願いします。

1つは、仮称となっていますが、都市環境計画書制度は、CO<sub>2</sub>に特化した環境影響評価書と考えてよろしいのですか。

もう一つは先ほど目標数値的なものが示されましたが、その意味ではこれは行政の許認可とリンクした総量規制を前提とした新しい環境影響評価制度ととらえてよろしいのでしょうか。

【保坂副参事】 これは、環境影響評価制度とはちょっと違うものでして、都市環境計画書制度と銘打ったのは、既存の建築物の環境計画書制度と、それから自然保護条例で定めています緑化計画書の制度、これを一体化した形での計画書制度を構築しようということで、改めてその名前を変えた形で出そうとしているものです。

また、二酸化炭素に特化したものではございませんで、むしろそれは挑戦1の新たな地球温暖化対策計画書制度の方でございまして、都市環境計画書制度の方は からのように、ヒートアイランド対策もかなり盛り込む内容になっております。

【原委員】 このような質問をするのは、東京湾臨海開発に都が着手しようとしたとき、環境庁はあそこに巨大な街区をつくることは東京都の全体の環境容量から考えてまずいということを非常に強く主張しました。東京都は強行して、結果的に余り知られていないのですが、街作りは結果的にあまり進んでいないのです。この新築建築物を前提にした、このような一種の許認可とリンクしたような制度というのは、一見極めて論理的にみえて、しかし、ビルがどんどん増えていけば環境計画の上からかなり問題を残すのではないかという意味で、総量規制というものをお考えになっているのかどうか。そういうターゲットをお持ちの上で、このような制度を考えておられるのかという質問をしたわけです。

【保坂副参事】 今、先生がお話になっている総量の問題というのは、むしろ全体的な二酸化炭素の排出をどうするかというところにかかる問題と捉えておりまして、都市環境計画書制度のところでも求められていますのは、ある一定の省エネ性能を満足するように求めていくとか、あるいはさまざまなヒート対策、地球温暖化対策に資するそういった設備・施設、それを盛り込むように設計の段階で求めていくものでして、都市環境計画書のところでもって総量について云々するというものではございません。

【飯田委員】 前半出た幾つかの議論で誤解というか、余りこの資料を修正する必要はないんじゃないかと思ひましてコメントしたいのですが、自主行動計画のことですが、例えばオランダとかデンマークとか、他国の例でも全く罰則もインセンティブもない全くの自主と、罰則とかインセンティブのある協定、さらにはもっと強制的な義務づけを比較したときに、自主協定の方が効果があるという例を私はちょっと存じ上げないわけです。あえて入れるとすれば、環境税などより実効性があるの「より」が入るぐらいで、それほど自主行動計画の効果があるという例はちょっと過去においては知りませんので、それほどプロテクトする話ではないのではないかとというのが1点です。

それから、国との整合性についても、過去これまでの日本の環境政策の進展を見ると、やはり自治体が横出し、上乘せをやってきたがゆえに進展してきた側面が非常に大きいことを考えると、国との整合性というのを先ほど別の視点からのご指摘もありましたが、それほど気にする必要がなくて、こういう形で一步先んじると、この資料がいいのではないかとということです。

また、先ほどの規制的手法が新しいというところ、これはちょっと読み間違いで、規制的手法や経済的手法を盛り込んだ新たな制度というのが一つのパッケージングで、これはCO<sub>2</sub>の取引であるとか、自然エネルギーの買取とか、まさにヨーロッパあたりで80年代の後半から出てきたセカンドジェネレーションの政策、いわゆるポリシーミックス全体を指しているのであって、規制的手法を新しいと読むべきではなくて、このパッケージのままでいいのではないかとということです。

それから、環境と経済性を両立させた対策についても異論があったわけですが、これもまさに80年代以降、最近の一番大きな事例でいうとESCO(エスコ)なんかが一番象徴的かも知れませんが、まさに経済性も環境性もよくなる。しかし、今現在よくなるのであれば、よくなるような周辺の規制の枠組みを変えることによって、経済も環境もよくなるような、そういうアプローチでいこうという、まさにこういう思想であれば、全くここに書かれているとおりであって、特にそれについて異論はないのではないかと思います。

【神野部会長】 今のはご意見なのでお伺いしておいて、順番で申しわけありませんが、先に手を挙げられましたので。

【石福委員】 私のは簡単な質問なのですが、資料2の下のところで、年度比で6%

削減となっています。これは、絶対量目標なのか。そうすると、東京都の人口の増減、人口の集中とか、あるいは経済活動の増減等そういった環境が変わったときもこの絶対量を押し進めるのか。あるいは、そういったことについては何か特別なことをお考えになっているのかということが1つでございます。

それから、もう一つは、例の環境と経済の両立の問題でございますが、村上先生がおっしゃったとおり、環境と経済はなかなか矛盾しているものが多いようです。矛盾していないものもあるわけです。先ほど、おっしゃったのは省エネにすれば、経済性もというのですが、矛盾しているものの方が多い。その矛盾したものをいかに解決するかというのが対策そのものなんじゃないかと思います。

以上です。

【神野部会長】 ちょっと、お答えを。ここの6%だけお願いできますか。

【保坂副参事】 6%というのは環境基本計画で掲げてきたものですが、新たな制度では、なるべくこの6%削減に達するような各部門についての削減努力というものを考えていくという方針でございます。

【石福委員】 であるならば、もう少しきめ細かくキャピタルあたりというんでしょうか、人口あたりとか、あるいは東京都の生産力、そうしたものあたりという原单位的な表現の方がわかりがいいし、将来性で、特に目標は2010年という割合長期のことに対する取組で、少し何かし直した方がいいんじゃないかという気がいたしております。

【神野部会長】 環境基本計画は決まっているんですね。

【保坂副参事】 基本計画の目標としていますのは、原則的には総量を目標とすることが望ましいだろうということで掲げておりますが、個別の事業者に対する削減目標の設定の考え方としましては、総量削減を基本としつつも、ご指摘のような原単位という考え方も併せて検討していきたいと考えております。

【梶原参事】 今に関連して補足をさせていただきたいのですが、当初この審議会を始めさせていただいたときに、総括的なお話を申し上げたかと思いますが、私どもの環境基本計画で6%という目標を掲げさせていただきましたのは、京都議定書という、日本国としての目標値の数字に重きを置いて、総体としての行政目標という観点で6%という数値を上げさせていただいたわけでございます。これは、あくまでも総体的な、都としての総量的な目標ということでございまして、私ども今現在、今後こ

の新しい制度をいろいろ構築していく中では、単体規制みたいな単体の個々の事業者の皆様方にいろいろご協力をお願いすると、こういう観点で整理をしておりますので、先ほど来のお話のように、個々の事業活動の積み上げが即6%というようなところには必ずしもっていないということは言えようかと思えます。

象徴的に言えば、例えば私ども今一生懸命ディーゼル規制をやっておりますが、個別の単体規制をやったから環境基準がすべてクリアできるということに、即直結してくるというわけでは必ずしもございません。ただ、現在私どもがかねてからご説明申し上げておりますように、個別の事業者の皆さんの省エネ活動といいますか、省エネに対する取組についてヒアリングをさせていただいたり、実際に削減可能なレベルというのをいろいろお話を聞きながら見せていただいているわけございまして、それに合わせてかなり厳密な意味で目標設定ができるのではないかと考えておるところでございます。

それらの積み上げが、果たして即そのまま6%になるかということになりますと、またこれは総量と単体の問題になりますので、あくまでも私どもは具体的な施策として、個別の規制なり、個別の積み上げがどこまでできるかという観点で見たい。具体的なそういった細かい手法、あるいは積み上げてどこまでいくかといったようなデータ等は、今後、ある程度数字をお示ししながらご議論いただけるのではないかと考えておるところでございます。

したがって、今の時点でちょっとなかなか総体が見えにくい中でご議論いただくのは大変恐縮でございますが、そういう意味で今現在の取組の中で、すべて6%が達成できると申し上げる段階にはないと申し上げてよろしいかと思えます。

それから、自主的な取組のお話が先ほどから取り上げられていらっしゃいますので、それについても一言申し上げさせていただきますと、もちろん、経団連を初めとした皆様方の自主的な取組に対しては、この審議会の初めの中でお話し申し上げましたように、私どもとしても評価させていただいておるところでございますし、敬服しているところでございます。

ただ、そういう意味で東京都が目指しておる削減目標というのは、ある意味ではそのような自主的な取組の中の個別の積み上げとして必ずお役に立つといえますか、同じところを目指しているんだと言えるのではないかと。ただ、先ほど担当課長の方からご説明申し上げましたように、業態によって、あるいは個別の事業者さんによって

は、必ずしも取組が十分でないような部分もございますので、私どもとしては、広くそういった皆様方も含めて、やはり全体としてきちっとした削減、成果を上げていただくような取組をお願いしていきたいと考えております。

そういった観点から、今回私どもとしましては、単なる規制みたいな部分だけではなくて、自主的な取組も一方では幅広くお願いをしながら、産業界の全体、もちろんこれはほかの分野も私ども考えておりますので、ほかの分野も含めて幅広く削減をお願いしていくと考えておるところでございます。

【西堤委員】 今、ちゃんとお説明いただいたので、大体それで結構なのですが、飯田委員に一言だけちょっと申し上げたいのですが、欧米でうまくいった例がないから日本ではだめだという、そういう決めつけといいますか、決めつけじゃないな、それはちょっと間違いじゃないか。むしろ、自主的な取組なんかは欧米が参考にしようというような話もあるぐらいですので、むしろそういう新しいことをもうちょっと尊重して、そっちの方を進めていくというような対策もあった方がいいんじゃないかなと。こういう趣旨ですので、誤解のないように。

それから、表現についてはこのままでいいというお話でしたが、事実関係でおかしいなというところは事務局として修正していただきたいと思います。

以上です。

【初鹿委員】 今までの議論の重複になろうかと思いますが、基本的な考えをということでございますので、少し意見を述べさせていただきます。

今の議論になった点でいきますと、例えば資料2の左側の自主的行動計画云々の表現、ここは国の制度を紹介しているところかと思っておりますので、西堤さんのご意見のとおり、国の制度がこうであると書く方がむしろ誤解を招かなくていいという感じがします。

それに関連して、実効性云々という飯田さんのご意見もありましたが、欧米で取り組まれたときには、産業界と政府とで1年、あるいはそれ以上十二分に議論をして制度が作られたと。ですから、義務化とか規制ありきというような、方向性を先に決めて議論するというのは、ちょっとどうかなという感じが私はいたします。要は実態を十二分に議論し、詰めた上で、その議論の合理性に基づく制度にすべきではないか。

先ほど、フリーライダーという話がありましたが、要は公平性をどうやって保つかということです。先ほど目標値6%は総体のものであって、そのうち産業部門と事業

所、これでどのぐらいのウエートを持つのか、この辺の分析もない中で総論を言ってもなかなかわからない点もあろうかと思いますが、要は実態をどうとらえて実効性のある取組をどういうふうにしていくかということに尽きるのではないか。方向性だけ先行するのはいかなものかという感じを受けております。

経済性との両立ということについては、きょう、産構審の地球温暖化小委員会の中間とりまとめがあったかと思いますが、経済性と両立しない対策はあり得ないというスタンスが基本です。温暖化防止対策を講じることで経済性の創出ということも期待できる面もあろうかと思いますが、一方では、GDPがマイナス0.1%ぐらいから1.数%まで、試算によってはマイナスになるというネガティブの影響もあり得るということでございますので、両方の側面をしっかりと見きわめて議論すべきではないかと思っております。

国との整合性につきましても、大綱にあっては国、自治体、産業界、家庭、各界各層がそれぞれの役割を持って、一体となって取り組んでいただくということになっていると思っております。

そういうなかにあって、我々産業界からしますと、国と地方自治体の施策が矛盾することになりますと非常に混乱をする。それから、重複することになると非常に過大な負担を受ける。こういう危惧を持っているわけでございまして、その辺も含めて、この審議会の場で十分議論しながら、施策を決めていくべきではないか。原則論でございまして、そういう感じを持っております。

【神野部会長】 それでは、ひとあたりご意見をいただきましたが、一応いかがでございましょう。3の方に書いてあります、都における今後の対策のあり方として、温暖化対策を都が先導していくという姿勢、これはとりあえずよろしいでしょうか。

【村上委員】 大変結構だと思います。ただ、政府の方でもヒートアイランド対策大綱というのをつくっておきまして、多分これが関連してくるかと思っております。ですから、国に迎合するとか、反対するとかいうことではなくて、一応視野に入れておいた方がよろしいんじゃないかと思っております。

【神野部会長】 したがって、先ほど来議論がございまして、国の方でも政策を立てますので、それをにらみながらということは当然のことだと思いますが、飯田委員もおっしゃったように、地域独自の問題もございまして、特に東京の場合には空間軸の問題としてここで東京の特性を踏まえた独自の対策をとっている概念の背後に

あるのはヒートアイランド現象とか、そういったものが非常に進むと。ですから、単に国の政策がおくれているということだけではなくて、問題はかなり凝縮して出てくるという問題意識があると思いますので、この点もよろしければ空間軸といたしますか、ヒートアイランド現象とか温暖化現象の進みぐあい非常に激しい特性を持っているということは、これは空間軸としてよろしいですね。

それから、「実効ある対策を現世代の責任として」、これも幾つかの点で表現その他の部類のご意見もございましたが、ご意見を伺っていれば、目指すべき目標は変わらないと思いますので、これは総論で方向性を打ち出しているところですので、ここもご理解をいただければと思います。

それから、環境がリードする社会経済への変革という点ですが、これは環境と経済性の両立させた対策ということでございますので、もともと経済というのはオイコスとノモスで家計をうまくやり繰りすることという意味ですので、地球の資源を巧みにやり繰りするというこの意味に通じますし、それからエコロジーもオイコスとノモスです。ですから、家計のドン、あるいは価格と言った方がいいんでしょうか、そういう意味だと理解すれば両立不可能ではない。ここで言っているのは、割と少し踏み込んでいますが、ここも飯田委員がおっしゃったように、今ヨーロッパでは環境というのは技術革新と市場開拓の宝庫だといって、新しい産業をつくって出ようといっているときですので、あながちここも書き方としては、中を後で事務局に詰めていただくにしても、大きな問題としては、環境が社会経済、つまり環境を取り巻く社会や経済との関連としては、環境がリードしていくんだということについても、これも大きな方向性としてはご意見をお伺いしている限り齟齬はないというふうに理解をして、それでよろしいですか。

【西堤委員】 この趣旨は、部会長のおっしゃったとおりだと思います。ただ、姿勢として環境と経済性の両立を目指すのは、本当に重要なのですが、環境ばかりに一生懸命やり過ぎて両立性を欠く場合があるような対策をとられる場合が得てしてあるので、それを産業界としては気にしているということで、そういう姿勢をよく心にとめて政策を立案願いたいということです。

【神野部会長】 本来、両立不可能なものではなくて、経済というのは基本的に自然を变形させて人間のグッズといたしますか、役割を加えますから、自然がなくなれば人間の進歩もなくなるわけで、その限りではこれでご了解いただいたということによる

しいでしょうか。つまり、大きな方向性としては都が先導していく。しかし、その中に3つあって空間的な特殊性、特に東京の特性を踏まえた独自の対策、時間的にも実効ある対策を現世代の責任として、それから環境がリードする社会経済への変革という、大きな方向性はご了解いただいたということで、個々先ほど来ご議論のある点は、具体的な落としした段階でまた出てくると思いますので、方針としてはこれで一応ご了解いただいたということにさせていただきます、ちょっと時間の関係もごさいますので、次の都市と地球温暖化対策制度スキーム(案)の方について、ご意見と質問の方をいただければと思います。先ほど、原委員からはちょっといただきましたが。

【村上委員】 右側の都市環境計画書制度についてですが、その中の緑化対策に関して地上と屋上の両者を考慮に入れていますが、従来都の方では20%の屋上緑化を義務づけていたと聞いております。今回の表現は従来制度の発展というふうに理解してよろしいんでございましょうか。

【保坂副参事】 まさに、今の制度を一つのプロトタイプとしているものでございまして、まだまだ屋上の取り扱いをどうするか、これからいろいろ詰めていかなければいけないと思っております。現行の緑化計画書制度のところ、新たに被覆対策を盛り込んでいくという考えでございまして。

【村上委員】 屋上だけじゃなくて地上も含めた緑化を考えていくということですか。

【保坂副参事】 現行も地上部分がございまして、両者を考慮した制度、仕組みということなんです。

【石福委員】 それでは、またちょっと細かいんでございまして、資料3の左側の3です。そこに、被覆対策や人工排熱対策等を求めるとございましてけれども、人工排熱対策というのはどういうことか。

もう一つは、これは要らないのではなかろうか。あるいは、単純にした方がいいと思うんです。要らない理由は、エネルギー不変の法則で使われたエネルギー以上にあるはずがないから対策を求める必要はないのではないかと、そういう意見でございまして。

【保坂副参事】 この人工排熱対策を盛り込みましたのは、省エネの性能がよくても、熱のロスが悪いものがあるといけませんし、2つの温暖化対策を齟齬なく進めていくためには、省エネだけではなくて排熱の面からも何らかの評価基準を設定できないだろうか、そしてそれが建築の設計の際に盛り込まれるようにしたいというところがございます。

【石福委員】 省エネをして入力、入れたエネルギーが減ればそれ以上のエネルギーがふえるはずがないわけです。だから、入ってくるエネルギーの差を引けば、別に排熱は問題ないので、なるべく単純にするために、両方押さえるのはわかるのですが無意味じゃないかと思います。

【坂本(雄)委員】 ちょっと関連で、石福先生と反対の意見を言ってもいいですか。

人工排熱の、空調のそういう吐出機器とか冷却棟ですが、あれを排熱のパイプライン、下水道みたいなのをつくって、排熱を全部あっちに捨ててしまうと。そうすれば、空気に捨てなくて済むから少しはヒートアイランドが緩和されるという、そういうこともこういうのに入っているのだと僕は思っていました、そういう意味じゃないんですか。

【保坂副参事】 効率のよい設備を導入するということもありますし、また排熱を有効利用する工夫もどんどん進めていくという意味もこの中にはございます。

【石福委員】 ということは、排熱対策というのは排熱の終局的廃棄場所について考慮していると。海に捨てるとか、宇宙に捨てるとか、そんなようなことを意味しているんですね。

【保坂副参事】 排熱の捨て場所というよりは、熱のロスを少なくするかというところが検討のポイントになると思います。

【村上委員】 私もこれで結構だと思えます。今、坂本先生がおっしゃったように、海に捨てるなどの方法もありますが、クーリングタワーの熱を屋上で放出するか地上で放出するかによって、地上の温熱環境はかなり違ってきます。同じ熱を捨てるにしても、建物や都市の作り方があるだろうと、そういうふうに僕は理解しています。

【伊藤委員】 また、新しいことなんですが、ちょっと素朴な疑問で、ここで対象としているのは大規模な建物ということで、この資料4を見ると都内の800ぐらいの事業所を対象にすればエネルギーの削減が3割を占めているということがわかりますが、それ以外のところは今回全然関係ないのかというのがちょっと気になります。先ほど、平井先生がおっしゃっていたように、数多くある中小企業の人には全然関係ないのかと、今この資料を見る限りでは考えてしまいますので、規制的手法ですとか罰則はこうした大きなところだけにするにしても、ある程度中小企業でもどんどん取り組んでいるところを何らかの形で評価できるようなものも盛り込んでいただければと思います。

【保坂副参事】 おっしゃるとおりのことを考えておりまして、資料4の対象事業所

といいますのは、資料3のところと照らし合わせますと、右の図のちょうど下の段の  
になり、省エネ法でいいますと第1種、第2種特定事業者に相当する部分だけを資料4のところでは言っているわけです。新たな制度では、さらに中小の事業所に対して何らかの取組を誘導していこうということで、既存の制度の対象のすそ下げを検討しようということを考えております。また加えて建築物の計画書制度の対象となる事業者も というところで範囲を広げていこうと考えているわけでございます。

【初鹿委員】 先ほどの排熱の議論でございますが、要はヒートアイランドへの対応も含めて熱効率を上げて、エネルギー消費量を少なくすると、これが根幹の問題で、どこに捨てるかという問題はあまり重要ではないのかなという感じがします。ただ、例えば河川水とか大気の中にまだ利用されていない熱エネルギーが膨大に存在するわけございまして、そういうものを活用する仕組みも工夫していくという取組もこの中に加えていった方がよろしいんじゃないでしょうか。

以上でございます。

【松本委員】 3点あるのですが、私も先ほどご指摘があった中規模事業所に関して、大規模と数字が同じかどうかは別として、一応義務化の対象とした方がよろしいかと思えます。ただ、達成手段としては、例えばトッランナー機器にOA機器を買いかえる際に、無利子融資などの何らかの支援をすることなどで削減を担保するという方向がいいと思えます。

それから、新築時の新たな地球温暖化対策計画書に関する意見ですが、壁面緑化の場合、単なる緑化の他に、例えばそれが南側壁面の直射日光を遮って、壁面温度を何度低下させる効果を持つのかなどの省エネ関連効果に関する情報があるといいと思うのですが。

最後ですが、初回からご指摘があったと思いますが、都民や義務を負う事業者への説得性という視点から申し上げたいと思います。汐留など都市再生計画のもとに、大規模な開発が進行していますが、そういうものによって90年比でどれくらい二酸化炭素が増加するのか。そういった予測データを示した上で新しい制度について議論していくべきだと思います。

【保坂副参事】 今回は、そういった効果の定量的なことについては盛り込めませんでした。が、いづれそういったシミュレーションなどによる効果についても調査等行ってまいりますので、今後、可能な限りそういった資料もお出ししていきたいと思っ

おります。

【西堤委員】 3点ほど質問とか疑問ですが、意見もあります。まず、右側の方で一番下のところですが、インセンティブで排出量取引というのがございますが、それは上の一定量以上のCO<sub>2</sub>を排出している大規模事業所に対して云々のことだと思いたいますが、この削減目標というのが一律に決めますと、例えば基準年までに努力したところはどうするのかとか、いろいろ不満といえますか、すばっと割り切れるようなものではないと思います。そういったようなことを前提にした排出量取引が本当に成り立つのか、あるいはインセンティブで排出量取引が本当にいいのかというのがかなり疑問に思えます。それが1点。

それから、2点目は罰則、罰則というのがはっきり書いてあるのですが、公表の次にいきなり罰則といわれると、何となく説得しにくい場合、若干反発を受けるんじゃないかという気がしまして、何かちょっと罰則は入れ過ぎかなというのが2点目です。

それから、3点目はいろいろ事業者にこうやれというのはありますが、例えば都としてインフラの整備とか、こういうサポートする、そういったようなことは何か考えていられるのか。それとも、事業者だけにやれといわれるのか、その辺がちょっとはっきりしないので、できればインフラの整備なんかもうちょっと具体的にあれば言っていたきたいと思います。というのは、いろいろ都市化の問題で新しいのをつくったのはいいけれども、古いのはどうするのかとか、そういったのは民間に任せっぱなしだと、どうしても総量的にはなかなか減りにくいのではないかと思います。その辺、もうちょっとインフラ整備とか考えておられるのかというのが第3点です。

以上です。

【保坂副参事】 まず、削減目標の設定の考え方、これは具体的には次回以降にお話ししたいところではありますが、原則的には何年度比何%削減という、そういう総量の削減の考え方を導入しつつも、おっしゃるように過去の努力の評価ということをかなり考慮していかなければならないと思っております。その場合例えばですが、延床面積当たりエネルギー消費量、二酸化炭素の排出量がどうなっているかという、そういう原単位もあわせ、設定の考え方に盛り込んでいくということを今考えているところでございます。

また、インフラのことでございますが、特にヒートアイランド対策などにおいては、都が率先して取り組めることについては、プロジェクト的に進めているところでして、

可能な限り都として取り組めるところをやっていきたいと思っております。

【神野部会長】 罰則はどうか。

【保坂副参事】 ここにおきましての罰則というのはかなり広い意味で言っているところでございます、経済的なディスインセンティブを与えるというような意味合い、例えば課徴金というようなことも含めてのものであり、即操業停止だとかそういった意味合いで書いているところではございませんので、これもどういったことが可能なのかをいろいろご議論いただきながら検討してまいりたいと思っております。

【原委員】 ちょっと、聞きづらい話なんです、こういうものをつくる時には石原知事とかに相談はされるのですか。

【保坂副参事】 きょうの部会でのお示ししましたこういった資料というのは、あくまでも部会運営が主体でございますので、特に細かなところまで知事に相談してということではありませんが、今回の取組方針を11月に出したときには、大枠のことについては都知事にお話ししているところでございます。

【原委員】 なかなか明解な表現でそうかなと思いますが、ついでに嫌味をもう一つ言わせてもらいますと、この壮麗な東京都庁の建物での何らかの対策はこれに沿ってできるのでしょうか。自動的な修正といいますか太陽光をつけるとか、水を流すとか、何かあるのですか。内部の省エネ等は別にしまして。

【保坂副参事】 今までの都庁の場合は、エネルギーの消費量でもって、特に電力使用量ですけれども2割削減してきております。今後も、財務局が主体になって取り組むところでございますが、先ほど飯田委員からもありましたエスコの事業なども都施設に取り入れようということを検討しておりまして、そういった形でいろいろなエネルギー対策、省エネ対策に今後とも取り組む予定でございます。

【福川委員】 言わずもがなの話ですが、原委員がおっしゃったこと私もさっき申し上げたことと関連して言っておかないとおさまらないということで発言させていただきましたが、あくまでもここにある対策はそれぞれ個別の事業とか事例、それから建築に対して行われるものですが、これは明らかに都市の建設活動の総量だとか、あるいは都市計画の都市再生によるさまざまな建設活動の総量とか、そういうものと連動していないと意味がなくなるわけでありまして、幾ら単位面積当たりの省エネルギーが非常に有効な建物をつくっても、その分だけ大きな容積率の建物が出たら意味がないわけです。6%という総量はあるようなないようなという先ほどのお話でしたけれど

も、そういう意味では総量を確実に減らすと、東京のフットプリントをちゃんと減らすという、その基本は踏まえて環境だけではなく、都市計画その他とのきちんとした都市政策全体としての総合性というのは担保されていなければいけないと思いますので、そこだけはぜひ間違いないように、インセンティブにここに固定資産税と書いてありますが、間違っても容積率の割り増しなんかしないようにしていただきたいと思います。

【西堤委員】 先ほど、東京都のこれだけ減らしたというお話があって、非常に興味深かったのですが、例えば規制なんかしなくてもそういうのをみんながやるようになれば、2割ぐらいは簡単に減るのではないかという気がします。それは一般の人にはできないような対策なのですか。でも、できるようだったらそれだけでも、それだけでいいというとせっかくこれ書いてもらったのがあれですけども、そういう気がちょっとするのですがいかがですか。

【保坂副参事】 先ほどの2割というのは、この10年間、かなり運用面で減らしてきているところがございまして、新たな設備を導入しなくてもかなり減らせるということは我々も実績として持っているものです。そういったエネルギーの今後の削減の余地というものにつきましては、現在進めています実態調査でもある程度出てきているところがございしますので、そういったものを次回以降にお話しできればというふうに思っております。

【村上委員】 先ほど、西堤委員、あるいは福川委員が発言されたインフラに関連したことですが、建物のヒートアイランド対策も必要ですが、その他に道路などのインフラのように、場所と建物より大きなスケールの対策も大切であると思います。取りやすいところから取るという形にしないで、ぜひ都としては建物に協力を求めるのならば、同じ程度に道路などのインフラの対策もあわせて示していただきたいと思います。

【神野部会長】 今のは何かコメントございますか。

【梶原参事】 実は、この部会の席ではまだご説明を申し上げていないのですが、私もヒートアイランド対策ということで、今年の夏から半年かけまして、せんだってヒートアイランド対策の方針を出しましたところであり、また次回にも機会がございましたら少しそのお話をさせていただきたいと思っております。

これは、直接的な温暖化対策というよりも、むしろハードの部門のまちづくりその

ものを変えていくということで、先ほど来出ております保水性舗装ですとか、あるいは緑をふやす道路づくりですとか、いろいろな試みを既に今年度始めているところでございます。これは都庁を挙げたヒートアイランド対策ということで、そういう意味では具体的に屋上緑化とかいろいろなメニューを含めて取り組んでおるところでございますので、それらも含めて我々としましては対策を考えているというふうに言えるかと思えます。

それから、6%という部分についてちょっと補足させていただきますと、これはよく私どもの知事が、都はそういう意味では国と違って、現場を持っているところが都の強みだということをよくおっしゃるのですが、私どもとしては抽象的に、例えば6%ということではなくて、実際に個々の事業者の皆さんと協力しながら、一つ一つの単体規制といいますか単体の取組を促進していくというのが東京都の一つのスタイルといいますか、地域性を持ってやっていくということで実現可能性がより高いレベルのものができるのではないかとこのところを自負しているところでございます。そういう意味では我々としては実現可能な、かなり高いハードルを皆様方と協力しながら目指していきたいということで、ある程度東京から温暖化の取組が、先ほどのヒートとあわせてできるのではないかと考えております。

具体的なお話はまた次回、次々回でいろいろご相談させていただきますが、東京からそういった取組をする中で、先ほど来ご議論にあります経済との両立といったような問題も、私ども今回の基本方針の大きな柱の一つとして東京の経済を活性化すると、あえてそういった柱立てを設けましたのは、もちろんアンビバレンツな側面も全くないとは言えないんですけれども、いろいろな手法を使いまして、例えば先ほど来出ているエスコ事業ですとか、そういった中で実現可能な技術革新といいますか、最初の審議会の冒頭でもご説明申し上げましたように、日本は特に東京はそういった技術力では世界に飛び抜けているということで、そういう意味でお互いに企業の皆さんと協力しながら、最先端の環境立国を目指していきたい。環境立国を目指すというのは経団連さんの新しい目標でもありますので、そういう意味では私どもも相携えてできるのではないかと。その部分でのある程度高いハードルをお互いにつくっていくことを目指していきたいと思っているわけでございます。

また、ちょっと話が抽象的になりまして申しわけございませんが、次回以降具体的な取組の内容について、ご説明させていただきたいと思えます。

【神野部会長】 ほかによろしいでしょうか。

それでは、どうも貴重なご意見ありがとうございました。

それで、初めにご説明しましたように、次回にこの挑戦1・2の制度案の骨子を出していただきますので、今このスキームにつきまして、皆様方からいただいた意見を参考にしながら、基本的にこのスキームに基づいて、具体的な制度案を次回に出していただくということでご了解いただければそのように、次のステップに進めさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

それでは、一応そういうことで今後皆様方のご議論をいただきながら進めるということで、この案をご了承いただければと思います。

それでは、大分時間が押し迫っておりますが、その他のところで事務局の方から連絡事項、その他ございましたら。

【村山企画調整課長】 1点ございます。

次回の部会の日程についてでございますが、現在次回の第4回を7月8日の火曜日午前10時から、第5回を7月28日の月曜日午前10時から開催の方向で最終的には調整を進めさせていただいております。詳細につきましては、別途ご案内させていただきますのでよろしくお願いいたします。

事務局の方からは以上でございます。

【神野部会長】 それでは、遅くまでご多用中のところを万障繰り合わせてご臨席いただきまして本当にありがとうございました。

【初鹿委員】 お願いでございますけれども、次回以降は、具体的な中身の検討ということかと思しますので、資料はあらかじめできるだけ見せていただいて議論した方がたくさんのご意見が出ると思しますので、よろしくお願いいたします。

【神野部会長】 ここに出す資料を早めに委員のお手元に、それはよろしいですね。事務局の方いかがですか。早めに準備していただかなければいけない。

【梶原参事】 実は、私どももできるだけ早くご提供申し上げたいと思っておりますが、なかなか、侃々諤々の議論を部内でやっております、できるだけ正確な資料のご提供をということで、微修正が最後の最後でどうしても入ってしまいますので、今回も直前になってしまいました、できるだけ早くご提供できるように努めてまいりたいと思っております。

【神野部会長】 できるだけ早めに出していただいて、微修正もあるかもしれないと

いうことをご了解の上でよろしいでしょうか。では、それで次回以降ご準備いただけますようお願いいたします。

それでは、これにて閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

午後 8時10分 閉会